

# 青森県報

第三千八十七号

平成二十一年  
五月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高年齢福祉課）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	（障害福祉課）	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	（同）	二
家畜伝染病の発生	（畜産課）	三
地籍調査事業計画	（農村整備課）	三
基本測量の実施	（監理課）	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	（河川砂防課）	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（県境再生対策室）	四
建設業者の許可の取消し	（上北地域民局）	四
右	（同）	五
右	（同）	五
右	（同）	五
右	（同）	五
右	（同）	五
右	（同）	六
右	（同）	六

## 告

## 示

### 青森県告示第三百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を 行う事業所		指 定 日 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人 青森福祉社 福祉振興団	むつ市十二林一 のの一三	居宅療養 管理指導	みちのく訪問 看護ステーション	むつ市十二林 一の一三	平成 二一 年五 月二 二
社会福祉法 人恵寿福祉 会	青森市大字矢田 前弥生田四七 の二	居宅療養 管理指導	訪問看護ステ ーションやよ い	青森市大字矢 田前字弥生田 四七の二	"
社会福祉法 人すずかけ の里	青森市里見二丁 目一三の一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステ ーションすず かけ	青森市里見二 丁目一三の一	"
医療法人三 良会	青森市新町二丁 目二の二二	居宅療養 管理指導	訪問看護ステ ーションしん まち	青森市新町二 丁目二の二二	"

### 青森県告示第三百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人三良会	青森市新町二丁目二の二二	介護予防施設管理指導	訪問看護ステーション	青森市新町二丁目二の二二	"
社会福祉法人すずかけの里	青森市里見二丁目一三の一	介護予防施設管理指導	訪問看護ステーション	青森市里見二丁目一三の一	"
社会福祉法人恵寿福祉会	青森市大字矢田前字弥生田四七の二	介護予防施設管理指導	訪問看護ステーション	青森市大字矢田前字弥生田四七の二	"
社会福祉法人青森福祉振興団	むつ市十二林一の一三	介護予防施設管理指導	訪問看護ステーション	むつ市十二林一の一三	平成三・五・二二

青森県告示第三百六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	マリン調剤薬局 バサラ調剤薬局 アップル調剤薬局岩木 アップル調剤薬局五所川原	所 在 地	青森市大字油川字浪岸二二の三 青森市浪岡大字浪岡字稲村一五七の六 弘前市大字賀田一丁目三の二六 五所川原市字下り枝一四の一	指定年月日	平成三・五・一 " " "
-----	--------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------	-------	------------------------

青森県告示第三百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人幸福	社会福祉法人幸福	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	共同生活援助	共同生活援助	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	指定障害福祉サービス事業者
社会福祉法人幸福	社会福祉法人幸福	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	共同生活援助	共同生活援助	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	障害福祉サービス事業所
青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	短期入所	短期入所	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	変更年月日
青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	短期入所	短期入所	青森市大字新城字平岡五六の一	青森市大字新城字平岡五六の一	平成三・四・一

変更前	株式会社 ケアライ フ青森	青森市卸町 三の五	居宅介護 ・重度訪 問介護	株式会社 ケアライ フ青森む つ営業所	むつ市横 町一丁目 〇三三	三・四・四
変更後				むつ市新 町三七の 七		

青森県告示第三百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜、 疑似 の別	頭数	発生 の場所 又は区 域	発 生 日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	つがる市	平成 三・五・一
		患畜	一	上北郡東北町	〃
		患畜	四	十和田市	三・五・七
		患畜	二	十和田市	三・五・八

青森県告示第三百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十一年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う 者の名称	調査地 域	調査期 間
青森市	大字細越字外長沢の一部	平成二十一年五月二十二日から平成二十二年三月三十一日まで
弘前市	大字悪戸字鳴瀬の一部、字中野	
八戸市	大字白銀町字砂森、字人形沢、字下夕通、字北側本町、字洲賀端の一部	
五所川原市	大字飯詰字石田の一部、字影日沢の一部	
むつ市	小川町一丁目の一部、小川町二丁目の一部	

青森県告示第三百六十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 二 作業期間  
平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業地域  
青森県内全域

青森県告示第三百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和四十八年三月三十一日青森県告示第二百十八号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二十三号を次のとおり改める。

二十三 日計二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域（市道日計前八太郎山線及び市道八太郎山線の区域を除く。）。この場合において、標柱九号と標柱十号を結んだ線は市道日計前八太郎山線官民地境界線とし、標柱一号と標柱十号を結んだ線は市道小田八太郎線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	八戸市	河原木	日計 八太郎山	三三の一 一〇の六
二	"	"	"	一〇の八
三	"	"	"	五の一〇〇
四	"	"	"	四の一六
五	"	"	"	四の二三
六	"	"	"	四の二〇
七	"	"	根岸	一七の二〇
八	"	"	日計	四四の一
九	"	"	"	三八の一
十	"	"	"	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
平成二十一年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その3）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部県境再生対策室  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十一年五月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
マテリアル共同企業体  
下北郡東通村大字尻屋字八峠一
- 六 契約金額  
一トン当たり三万千五百円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社漆畑建設工業
- 二 代表者の氏名 漆畑 信義
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字北平一九六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第七三五八号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小向工務店
- 二 代表者の氏名 小向 俊雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字大浦字立野八の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五 二七三号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年九月十七日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中義組
- 二 代表者の氏名 中野渡 福美
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字南平二五二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一二一七号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社高橋電機工業
- 二 代表者の氏名 高橋 キン
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町上北北二丁目三三の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一四三 九号
- 五 取消年月日 平成二十一年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
土木、電気、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

平成二十年十二月二十六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ユタカ工業

二 代表者の氏名 中村 豊

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字冲山二八

四 許可番号 青森県知事許可（特 二）第一一五 四号

五 取消年月日 平成二十一年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社川原土木建設

二 代表者の氏名 織田 真一

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平二六三の九四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五一五号

五 取消年月日 平成二十一年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭